

答 申 第 2 2 6 号
平成18年6月12日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成17年11月25日付け保指第707号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

諮問第312号

平成17年10月10日付けで異議申立人から提起された、次の行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

平成17年10月7日付け保指第597号

平成17年10月7日付け保指第598号

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨は以下のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

平成17年10月7日付け保指第597号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定1」という。）、及び同日付け保指第598号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定2」といい、「本件決定1」及び「本件決定2」を合わせて「本件不開示決定」という。）を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

(1) 本件決定1について

過去に異議申立人は、保険指導課の職員より、平成12年1月11日付け事務連絡「臨時特例交付金及び介護保険特別会計に係る Q&A について」の中の Q&A で「保健福祉事業は、第1号保険料のみで行う」とあるから「第1号保険料のみで行われていない鋸南町の通所介護事業は保健福祉事業ではなく、当然のこととして一般会計で処理される。」と説明を受けた。該当行政文書は存在する。

(2) 本件決定2について

ア 介護報酬の不正受給について

鋸南町健康福祉総合センターの設置及び管理に関する条例（同施行規則も含む。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、介護保険法（平成9年法律第123号）の事業をする場合は、条例の中にその事業とその利用料金を定め、同町議会で承認されなければならない。また、その際は介護保険法施行令第1条第1項の規定により、介護保険特別会計で保険事業勘定と介護サービス事業勘定が設けられた予算案も議会で承認されなければ、介護保険法の規定する事業を同町は実施できない。

同町は介護保険法の事業の指定事業者になったが、同町独自の事業を介護保険法の事業と偽って介護報酬の不正受給をしていた。同町の介護保険法指定事業者の指定申請書類が対象文書で存在する。

イ 鋸南町健康福祉総合センターに関する補助金について

- (ア) 平成11年7月27日付け事務連絡「いわゆる『公設民営』等の取扱いについて」の中に「厚生大臣等の承認を受けないで譲渡・貸与を行ってよいのは補助金を全額納付した場合」とある。同センターの居宅介護支援部門を、社会福祉法人鋸南町社会福祉協議会が同センター完成後の平成11年4月1日より同協議会の事務所とし、平成12年度から実施している介護保険法の居宅介護支援事業の事業所としていたのは、補助金の返還対象である。補助金が返還されていないのを国へ確認済（同町の決算書にもない点も確認済）であり、同協議会の介護保険法指定事業者の申請書類に補助金全額返還済の書類が添付されていないことから、この申請書が対象書類であり、存在する。
- (イ) 前記アは補助金の返還が必要であることがわかる対象文書である。公益事業のための同センターで営利事業を実施することが目的外使用になるのは当然で、補助金の返還に関する対象文書である。
- (ウ) 同センターは、保健事業部門と介護保険事業部門（在宅介護支援センターを含む。）の複合施設であり、介護保険事業部門の補助金が返還された場合は、複合施設ではないので保健事業部門の補助金も返還対象になる。
- (エ) 補助金に関する書類（金額他）も対象文書である。

ウ 鋸南町健康福祉総合センターに関する交付金について

- (ア) 補助金が全額返還なら、交付金は前述した補助金の施設に対するものであるから、全額返還しなければならない。
- (イ) 交付金について県は国へ虚偽報告をしている。その内容は、人件費に全額使用されていないのに使用されたとした点と、前記アのとおり介護保険法の事業をしていないのに、した場合の500万円加算が認められるとした点である。平成12年度以降の、この虚偽報告をした交付金に関する行政文書が対象であり、存在している。
- (ウ) 交付金の金額について過去に異議申立人は、県から行政文書を閲覧済である。何も存在していないとするのは大ウソである。対象文書は存在する。

エ 負担金について

- (ア) 千葉県は、介護保険法第123条規定の負担金を、鋸南町に支出している。このうちの一部が前記アの不正受給の原資になった。
- (イ) 負担金の金額について過去に異議申立人は、県から行政文書を閲覧済である。何も存在しないとするのは大ウソである。対象文書

は存在する。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は以下のとおりである。

1 本件開示請求について

本件に係る開示請求は次のとおりである。

- (1) 異議申立人は実施機関に対し、平成17年9月7日付けで、行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄に「厚生労働省介護保険課が『市町村が介護保険法の通所介護事業者の場合、その通所介護事業の会計を一般会計で処理してよい根拠についてわかる行政文書がない』としているのに、千葉県保険指導課が『その対象となる行政文書が、平成12年1月11日付け事務連絡の厚生省からの行政文書である』としてよい根拠についてわかる書類」と記載された行政文書開示請求（以下「本件請求1」という。）を行った。
- (2) 異議申立人は実施機関に対し、平成17年9月8日付けで、行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄に「安房郡鋸南町が公の施設の設置管理条例を改正し、平成17年10月1日以降に同町の保健福祉総合センターで介護保険のサービス事業を新たに実施することにより、同町が不正受給していた、介護報酬や保健福祉総合施設に関する補助金・交付金や負担金の返還に関する一切の書類」と記載された行政文書開示請求（以下「本件請求2」といい、「本件請求1」及び「本件請求2」を合わせて「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件不開示決定について

(1) 本件決定1について

ア 開示請求における「『その対象となる行政文書が平成12年1月11日付け事務連絡の厚生省からの行政文書である』としてよい根拠についてわかる書類」との記述について、

(ア) 本件開示請求がなされる前、異議申立人から、鋸南町の通所介護事業の会計が一般会計で処理してよい根拠を記した行政文書の開示を求める請求が行われていること。

(イ) 上記(ア)の開示請求については、平成12年1月11日付け厚生省老人保健局介護保険施行準備室発事務連絡「臨時特例交付金及び介護保険特別会計に係るQ&Aについて」（以下「本件厚生省事務連絡」という。）を開示していること。

から、本件開示請求における記述は、本件厚生省事務連絡に関するより詳細な解釈及び運用について記述した行政文書の開示を求める

請求であると解し、該当する行政文書の存在について調査したが、該当する行政文書は存在しなかったため、開示請求対象の行政文書は不存在であるとした。

なお、開示請求で「厚生労働省介護保険課が『市町村が介護保険法の通所介護事業者の場合、その通所介護事業の会計を一般会計で処理してよい根拠についてわかる行政文書がない』としている」ことについては、県では承知していない。

イ 異議申立人は、本件異議申立ての理由について、過去に鋸南町の通所介護事業が一般会計で処理されることについて本件厚生省事務連絡を根拠に説明を受けたため、該当文書は存在するとしている。

これまで異議申立人には、本件厚生省事務連絡を根拠として、鋸南町の通所介護事業は一般会計で処理されることが可能である旨の説明を行っているが、本件厚生省事務連絡に関するより詳細な解釈及び運用について記した行政文書は存在しないものである。

(2) 本件決定2について

ア 開示請求には「鋸南町が不正受給していた介護報酬や保健福祉総合施設に関する補助金・交付金や負担金の返還に関する一切の書類」とあったため、鋸南町の介護報酬の不正受給に伴う介護報酬の返還及び同町の保健福祉総合施設に関する補助金、交付金及び負担金の返還に関して記した行政文書について調査したが、該当する行政文書は存在しなかったため、開示請求対象の行政文書は不存在であった。

イ 異議申立人は、異議申立ての理由について、鋸南町に係る介護報酬及び鋸南町健康福祉総合センターに関する補助金について不正受給があるため開示対象となる文書は存在すると主張しているが、鋸南町に係る介護報酬及び保健福祉総合施設に関する補助金・交付金や負担金（以下「補助金等」という。）に関して不正受給の事実はなく、異議申立人の主張は当たらない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のとおり判断する。

1 本件異議申立てについて

本件開示請求の内容は前記第3、1のとおりであり、請求書に「保指分」と記載するなどして、請求の対象を健康福祉部保険指導課が保有する行政文書に限定して請求されたものである。

実施機関は開示請求の対象となる行政文書は不存在であるとして、本件

請求1に対して本件決定1を、本件請求2に対して本件決定2を行った。

これに対し、異議申立人は、平成17年10月10日付けで異議申立てをしたものである。

2 本件開示請求に係る行政文書の存否について

実施機関は本件開示請求に係る行政文書は存在しないとしているので、以下、検討する。

(1) 本件決定1について

ア 本件請求1に係る行政文書の存在について

開示請求書の記載及び実施機関の説明等から、本件請求1の趣旨は、本件厚生省事務連絡よりも詳細な介護保険法の解釈、運用について記した行政文書の開示を求めるものと認められる。

本件厚生省事務連絡は、介護保険臨時特例交付金及び介護保険特別会計の事務処理について、法令等の解釈を質疑応答の形式で詳細かつ具体的に記載したものである。よって、当該文書の内容をさらに詳細に記載した行政文書を実施機関が取得、作成しなければならない業務上の必然性は認められない。また、そのような行政文書の存在を示す特段の事情も認められず、本件請求1に係る行政文書が存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

イ 異議申立人の主張について

異議申立人は前記第2、2(1)のとおり、実施機関の職員から説明を受けたので、該当する行政文書は存在すると主張する。しかし、仮にそのような説明が職員からあったとしても、そのことは、本件請求1に係る行政文書が存在することと直接関係するものではなく、異議申立人の主張には理由がない。

(2) 本件決定2について

ア 本件請求2に係る行政文書の存在について

実施機関は、前記第3、2(2)のとおり、鋸南町に係る介護報酬及び保健福祉総合施設の補助金等に関して、不正受給の事実はないと説明する。

本件請求2の内容は、鋸南町が介護保険に関する補助金等の不正受給をしたことを前提に、その返還に関する書類の開示を求めているものであるが、これらの事務の執行機関である実施機関は、同町が不正受給を行ったとする事実を把握しておらず、他に同町の不正受給の事実を示すような特段の事情が認められない以上、本件請求2に係る行政文書が存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

イ 異議申立人の主張について

異議申立人は、前記第2、2(2)のとおり様々な主張をしているが、その実質的な内容は、鋸南町が前記補助金等の不正受給を行っているという、異議申立人の見解に基づく主張である。

これらの主張が、本件請求2に係る行政文書の存否に関する主張であるかどうか疑問であるが、仮にそうであるとしても、前記アのとおり実施機関の説明に不合理な点が認められない以上、これらの主張をもって、本件請求2に係る行政文書が存在するということを認めることはできない。

なお、当審査会では本件開示請求の趣旨を満たす行政文書について改めて実施機関に確認したが、対象となる行政文書の存在を認めることはできなかった。

以上のとおり、本件開示請求の対象として特定すべき行政文書を保有しているとは認められないので、実施機関が本件開示請求に対し、本件不開示決定を行ったことは妥当である。

3 結論

以上のとおり、実施機関の決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
17. 11. 25	諮問書の受理
18. 1. 6	実施機関の理由説明書の受理
18. 4. 25	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	

(五十音順：平成18年4月25日現在)